



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年 2月18日金曜日 第2243号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則.....98

告 示

医療機関の指定.....	99
指定医療機関の廃止の届出.....	99
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	99
介護機関（介護予防事業者）の指定.....	99
指定介護機関（居宅介護事業者）の変更（3件）.....	100
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更（2件）.....	101
指定介護機関（介護予防事業者）の変更（3件）.....	101
指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....	102
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出.....	102

指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出.....	102
医師の指定.....	103
指定自立支援医療機関の指定.....	103
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	103
土地改良事業の工事完了の届出.....	103
道路の区域変更（県道大下白湯線）.....	104
道路の供用開始（県道大下白湯線）.....	104
建設業者の許可の取消し.....	104
道路の区域変更（県道落合久万線外）.....	105
道路の供用開始（県道落合久万線）.....	105
建設業者の許可の取消し.....	105
道路の区域変更（県道宇和島城辺線）.....	106

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	106
-------------------------------	-----

規 則

○愛媛県規則第2号

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年 2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則（平成12年愛媛県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（規則で定める手数料の金額）	（規則で定める手数料の金額）
第1条 省略	第1条 省略
2～5 省略	2～5 省略
6 条例別表6の表32の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。	6 条例別表6の表32の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
(1) 省略	(1) 省略
(2) 前号に掲げる実技試験以外の実技試験（次号に該当するものを除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額	(2) 前号に掲げる実技試験以外の実技試験（次号に該当するものを除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
ア 園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、ロープ加工、仕上げ、金属研磨仕上げ、切削工具研削、製材のご目立て、ダイカスト、機械保全、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機器製造、複写機組立て、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、木工機械整備、機械木工、木型製作、家具製作、建具製作、竹工芸、紙	ア 園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、ロープ加工、仕上げ、金属研磨仕上げ、切削工具研削、製材のご目立て、ダイカスト、機械保全、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機器製造、複写機組立て、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、木工機械整備、機械木工、木型製作、家具製作、建具製作、竹工芸、紙

器・段ボール箱製造、製版、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、ガラス製品製造、陶磁器製造_____、石材施工、パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、れんが積み、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、コンクリート積みブロック施工、タイル張り、畳製作、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウエルポイント施工、化学分析、金属材料試験_____、貴金属装身具製作、印章彫刻、表装、塗装、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、産業洗浄、商品装飾展示又はフラワー装飾の実技試験 16,500円

イ・ウ 省略

(3) 省略

器・段ボール箱製造、製版、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、ガラス製品製造、陶磁器製造、ファインセラミックス製品製造、石材施工、パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、れんが積み、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、コンクリート積みブロック施工、タイル張り、畳製作、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウエルポイント施工、化学分析、金属材料試験、漆器製造、貴金属装身具製作、印章彫刻、表装、塗装、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、産業洗浄、商品装飾展示又はフラワー装飾の実技試験 16,500円

イ・ウ 省略

(3) 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第175号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成23年 2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あんどう整形外科	医療法人あんどう整形外科	四国中央市土居町小林1206番地	平成23年 1月1日
ハート調剤薬局	株式会社メディンス	西条市大町755番11	平成23年 1月1日
ひらやま内科・呼吸器内科クリニック	医療法人ひらやま内科・呼吸器内科クリニック	八幡浜市1026番地	平成23年 1月4日

○愛媛県告示第176号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成23年 2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
広小路薬局	金谷章彦	宇和島市堀端町1-18	平成22年 12月31日

○愛媛県告示第177号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成23年 2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名 称	所 在 地	
森岡 明	西宇和郡伊方町高茂210番地171	旭町内科クリニック	八幡浜市沖新田1510-73	平成23年 1月 1日
中西 正 一	新居浜市中須賀町二丁目2-28	中西歯科矯正歯科	新居浜市中須賀町二丁目2-28	平成23年 1月14日

○愛媛県告示第178号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成23年 2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護 予防事業者） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	介護予防事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
森 岡 明	西宇和郡伊方町高茂210番地 171	旭町内科クリニック	八幡浜市沖新田1510 - 73	平成23年 1月 1日
生活協同組合コープえひめ	松山市朝生田町三丁目 1 番12 号	コープえひめ訪問介護事業所 西奈	西条市神拝甲454 - 2	平成22年12月 1日

○愛媛県告示第179号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成23年 2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅 介護事業者）の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	居宅介護事業を行う事業所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
社会福祉法人上島町社会福祉 協議会	越智郡上島町生名2133番地 3	（変更後） 上島町社協岩城通所介護事業 所	越智郡上島町岩城2239番地	平成20年 4月 1日
		（変更前） 岩城通所介護事業所		
社会福祉法人上島町社会福祉 協議会	越智郡上島町生名2133番地 3	（変更後） 上島町社協生名通所介護事業 所	越智郡上島町生名2133番地の 3	平成20年 4月 1日
		（変更前） 生名通所介護事業所		

○愛媛県告示第180号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成23年 2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅 介護事業者）の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	居宅介護事業を行う事業所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
株式会社ユーミーケア	松山市宮西一丁目 2 番 1 号	ユーミーケア八幡浜	（変更後） 八幡浜市江戸岡1252 - 12山泰 ビル 2 階	平成22年10月25日
			（変更前） 八幡浜市大平 1 - 782 - 20	

○愛媛県告示第181号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称及び所在地が次のように変更された。

平成23年 2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅 介護事業者）の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	居宅介護事業を行う事業所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
社会福祉法人上島町社会福祉 協議会	越智郡上島町生名2133番地 3	（変更後） 上島町社協訪問介護事業所	（変更後） 越智郡上島町生名2133番地 3	平成20年 4月 1日
		（変更前） 岩城訪問介護事業所	（変更前） 越智郡上島町岩城2239番地	

○愛媛県告示第182号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成23年 2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社ユーミーケア	松山市宮西一丁目2番1号	ユーミーケア南予	（変更後） 八幡浜市江戸岡1252-12山泰ビル2階	平成22年10月25日
			（変更前） 八幡浜市太平1-782-20	

○愛媛県告示第183号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の名称及び所在地が次のように変更された。

平成23年 2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人砥部寿会	伊予郡砥部町大南2267番地	（変更後） ケアプランセンターあつたか	（変更後） 伊予郡砥部町高尾田1171-3	平成22年10月1日
		（変更前） 指定居宅介護支援事業所民家三角の家	（変更前） 伊予郡砥部町三角45番地2	
社会福祉法人上島町社会福祉協議会	越智郡上島町生名2133番地3	（変更後） 上島町社協居宅介護支援事業所	（変更後） 越智郡上島町生名2133番地3	平成20年4月1日
		（変更前） 岩城居宅介護支援事業所	（変更前） 越智郡上島町岩城2239番地	

○愛媛県告示第184号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成23年 2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人上島町社会福祉協議会	越智郡上島町生名2133番地3	（変更後） 上島町社協岩城通所介護事業所	越智郡上島町岩城2239番地	平成20年4月1日
		（変更前） 岩城通所介護事業所		
社会福祉法人上島町社会福祉協議会	越智郡上島町生名2133番地3	（変更後） 上島町社協生名通所介護事業所	越智郡上島町生名2133番地の3	平成20年4月1日
		（変更前） 生名通所介護事業所		

○愛媛県告示第185号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成23年 2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社ユーミーケア	松山市宮西一丁目2番1号	（変更後） ユーミーケア八幡浜	（変更後） 八幡浜市江戸岡1252-12山泰ビル2階	平成22年10月25日
		（変更前） ユーミーケア八幡浜	（変更前） 八幡浜市大平1-782-20	

○愛媛県告示第186号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の名称及び所在地が次のように変更された。

平成23年 2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人上島町社会福祉協議会	越智郡上島町生名2133番地3	（変更後） 上島町社協訪問介護事業所	（変更後） 越智郡上島町生名2133番地3	平成20年4月1日
		（変更前） 岩城訪問介護事業所	（変更前） 越智郡上島町岩城2239番地	

○愛媛県告示第187号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成23年 2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人上島町社会福祉協議会	越智郡上島町生名2133番地3	弓削訪問介護事業所	越智郡上島町弓削上弓削218番地の2	平成20年3月31日
社会福祉法人上島町社会福祉協議会	越智郡上島町生名2133番地3	生名訪問介護事業所	越智郡上島町生名2133番地の3	平成20年3月31日

○愛媛県告示第188号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成23年 2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人上島町社会福祉協議会	越智郡上島町生名2133番地3	弓削居宅介護支援事業所	越智郡上島町弓削上弓削218番地の2	平成20年3月31日

○愛媛県告示第189号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成23年 2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人上島町社会福祉協議会	越智郡上島町生名2133番地3	弓削訪問介護事業所	越智郡上島町弓削上弓削218番地の2	平成20年3月31日
社会福祉法人上島町社会福祉協議会	越智郡上島町生名2133番地3	生名訪問介護事業所	越智郡上島町生名2133番地の3	平成20年3月31日

○愛媛県告示第190号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成23年2月18日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肝臓機能障害	内科	公立学校共済組合四国中央病院	洲脇 謹一郎	四国中央市川之江町2233番地	平成23年2月1日

○愛媛県告示第191号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成23年2月18日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
コスモ薬局東店	四国中央市金生町山田井1224番2	有限会社ネオファルマー	薬局（育成医療・更生医療）	平成23年2月1日

○愛媛県告示第192号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、西条市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成23年2月18日

東予港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村時広

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

西条市

西条市明屋敷164番地

代表者 西条市長 伊藤 宏太郎

西条市大町244番地の4

2 埋立区域

(1) 位置

西条市ひうち字東ひうち15番1から同市ひうち字東ひうち19番1を経て同市ひうち字東ひうち28番に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の1点と2点を直線で結んだ線、3点と4点を直線で結んだ線及び1点と4点、2点と3点を結ぶ平成20年の秋分の満潮位（D.L.+3.21メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（西条市ひうち字東ひうち18番地の国土地理院「東ひ

ち」四等三角点）は、北緯33度56分52秒4198、東経133度12分53秒1352の地点

1 点は、基点から真北265度11分50秒834 51メートルの地点

2 点は、1点から真北80度33分48秒6.61メートルの地点

3 点は、基点から真北166度32分41秒489 40メートルの地点

4 点は、3点から真北156度13分23秒4.11メートルの地点

(3) 面積

8,997.18平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成22年8月17日 愛媛県指令22港第20-1号

4 しゅん功認可年月日

平成23年2月18日

○愛媛県告示第193号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、今治市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成23年2月18日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（農道）	孫兵衛作地区	平成22年11月29日

○愛媛県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大下白濁線	今治市関前岡村乙66番地先	旧	メートル 7.8～9.3	キロメートル 0.048	
		今治市関前岡村乙66番	新	7.8～19.9	0.048	

○愛媛県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大下白濁線	今治市関前岡村乙66番	平成23年 2月18日

○愛媛県告示第196号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成23年 2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年月日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(特-18)第14764号	平成18年 7月17日	(株)菊池商産	菊池きよ子	松山市本町3-3-3	平成23年 1月5日	建築工事業、大工工事業 電気工事業、管工事業	建設業の廃止
(般-20)第14071号	平成20年 8月4日	日建電設工業(株)	菊池きよ子	松山市本町3-3-3	平成23年 1月5日	電気工事業、管工事業	建設業の廃止
(般-21)第13000号	平成22年 3月13日	(株)みのり商事	寺川 勲雄	松山市東石井4-16-36	平成23年 1月6日	建築工事業、大工工事業	建設業の廃止
(般-22)第12008号	平成22年 8月12日	(有)佐藤プラントシステム	佐藤 知	松山市姫原1-8-40	平成23年 1月6日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、管工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゆんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-18)第13450号	平成18年 7月9日	(有)綜合広告ウイング	石田 修三	伊予郡砥部町八倉76-1	平成23年 1月12日	鋼構造物工事業	建設業の廃止
(般-20)第16418号	平成21年 1月8日	(株)将建設	御手洗将貴	松山市青葉台10-1	平成23年 1月18日	土木工事業、石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゆんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-18)第11156号	平成18年 12月1日	(株)大江工務	江戸 正二	伊予市米湊字大角蔵1526-6	平成23年 1月19日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-19)第13720号	平成19年 5月30日	(有)佐々木建設	佐々木正勝	東温市横河原1318	平成23年 1月20日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-21)第16562号	平成21年 9月24日	(有)グランドアート	久保 敬	松山市森松町148-1	平成23年 1月25日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゆんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

(般 - 18)第13547号	平成18年 10月15日	(株)都築工業	都築 宗良	伊予郡松前町大字上高柳 271 - 1	平成23年 1月26日	土木工事業、石工事業 鋼構造工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
-------------------	-----------------	---------	-------	------------------------	----------------	---	----------------

○愛媛県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町直瀬甲2772番1地先から 同町直瀬甲3247番2まで	旧	メートル 3.7~11.7	キロメートル 0.472	
			新	8.6~35.0 3.7~11.7	0.572 0.472	
"	美川川内線	上浮穴郡久万高原町直瀬甲3280番10地先から 同町直瀬甲3671番3地先まで	旧	4.0~11.7	0.415	
			新	10.0~35.0 4.0~11.7	0.497 0.415	

○愛媛県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町直瀬甲2772番1地先から 同町直瀬甲3247番2まで	平成23年 2月18日

○愛媛県告示第199号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成23年 2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年月日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(特 - 18)第424号	平成18年 12月12日	(有)松本組	松本 直幸	宇和島市遊子2410	平成23年 1月11日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般・特 - 18)第1488号	平成18年 7月28日	(株)新栄土建	中野 守	宇和島市明倫町3 - 3 - 3	平成23年 1月11日	土木工事業、建築工事業 とび・土工工事業 管工事業、水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 20)第16447号	平成21年 3月9日	入江組	入江 剛	宇和島市高串2 - 1199	平成23年 1月20日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、鋼構造工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 22)第15863号	平成22年 12月9日	徳江電気工業所	徳江 亮	西宇和郡伊方町仁田之浜 87	平成23年 1月25日	電気工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	宇和島市津島町増穂丙878番1地先から 同町増穂丙891番1地先まで	旧	メートル 16.8～19.2	キロメートル 0.040	
			新	12.6～19.2	0.040	

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年 2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年 2月 1日	特定非営利活動法人 ぶっしすてむ	川 崎 壽 洋	松山市御幸2丁目1-16	本法人は、障害を持つ人々が、精神的・社会的に自立して、社会参加・就労できるようになるために、コンピュータやその周辺領域の知識や技術を利用した仕事の開拓・研修・実習・実務に関する事業を行うとともに、他の障害者支援団体との交流事業を行うことで障害者の社会への完全参加と自立に役立つことを目的とする。